

【重要事項説明書】

【利用契約書】

【個人情報使用同意書】

富士見市地域包括支援センター みずほ苑

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

〒354-0025

埼玉県富士見市関沢3丁目23番41号

TEL 049(256)7423

FAX 049(265)7646

事業所番号 1102900055

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

契約書

個人情報使用同意書

【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書】

1 事業所の概要

事業者名	富士見市地域包括支援センター みずほ苑
所在地	富士見市関沢 3 丁目 23 番 41 号 (関沢みずほ苑内)
電話番号	049-256-7423
事業者指定番号	1102900055
管理者	吉田 みずほ (よしだ みずほ)
サービス提供地域	富士見市 第4圏域 大字鶴馬 (鶴瀬西 1 丁目二葉町会、鶴瀬西 1 丁目西町会)、関沢 2~3 丁目、針ヶ谷 1~2 丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台 1~3 丁目、大字水子 (針ヶ谷 1 丁目町会)

2 職員体制

職 種	職 員 数
管理者	1 名 (社会福祉士と兼務)
主任介護支援専門員	1 名以上
保健師等	1 名以上
社会福祉士	1 名以上
介護支援専門員	1 名以上

3 サービス提供時間

月曜日から土曜日 午前9時から午後5時
(日曜日、祝日、12月29日から1月3日はサービス提供はしていません。)

4 事業の方針

- ・「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。
- ・利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れるとともに、「心身機能」「活動」「参加」の視点もふまえて、利用者自身が生きがいや役割をもって生活できるよう支援します。
- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。

5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

(1) 介護予防ケアプランの作成

適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者自身が理解したうえで、目標達成に向けて取り組んでいけるよう検討し、介護予防ケアプランを作成します。

(2) 介護予防サービス事業者等との連絡調整

介護予防サービス事業者等と利用者又はその家族も含めたサービス担当者会議を開催し、共通認識を図るとともに、介護予防ケアプランに基づいた介護予防サービス等が円滑に提供されるよう介護予防サービス事業者等への連絡調整等を行います。

(3) 介護予防サービス等の実施状況の把握及び介護予防ケアプランの評価

利用者の状況を利用者又は介護予防サービス事業者を確認し、介護予防サービス等の実施状況をサービス内容の適否も含めて把握するとともに、必要があれば計画を見直します。また、介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価を行い、その経過や結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載します。

(4) 給付管理

毎月初めに、利用者の前月における介護予防サービス等の利用実績を確認し、埼玉県国民健康保険団体連合会に請求します。

(5) 介護予防サービス等に関する相談

利用者との面接によるモニタリング等において、介護予防サービス等の実施状況について確認するとともに、適宜相談支援します。

6 費用

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの費用は下表のとおりです。

(1 単位単価 = 10,420 円)

	単位(1月につき)	備考
介護予防支援費	442 単位	
介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	442 単位	
初回加算	300 単位	新規に利用を開始する月に加算されます。
委託連携加算	300 単位	委託を開始した月に1回加算されます。
初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)	289 単位	初回加算は算定しません。
高齢者虐待防止処置未実施減算	-4 単位	虐待の発生又はその再発を防止するための処置が講じられていない場合算定されます。
交通費	実 費	通常の事業の実施地域以外の地域に訪問した場合、実費を請求させていただきます場合があります。

介護保険料の滞納等がない場合、自己負担はありません。(交通費除く。)

ただし、介護保険料を滞納されると、事業者が、介護保険法に基づき利用者に代わって保険給付を受領できなくなる場合があります。この場合は、一旦先に掲げる費用をお支払いいただきます。

その後、事業者より発行されるサービス提供証明書及び領収書を市役所高齢者福祉課の窓口に出すことで、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります。)

また、介護予防ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合についても自己負担となる場合があります。

7 サービス等に関する苦情

当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防ケアプランに基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情は、次の窓口で承ります。

○富士見市地域包括支援センターみずほ苑

電話番号 049-256-7423

○富士見市役所高齢者福祉課

電話番号 049-251-2711 内線385・391

○埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談係

電話番号 048-824-2568

8 個人情報の保護

利用者のサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行い、処分の際にも漏洩を防止します。

ただし、利用者又はその家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議等でサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、利用者又はその家族の個人情報使用同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印をいただきます。

9 指定居宅介護支援事業者への委託

当事業所では、富士見市介護保険事業推進委員会において承認を受けた指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント（利用契約書第3条(第4号を除く)及び第4条)を委託する場合があります。この場合においても、初回の介護予防ケアマネジメント実施時には当事業所が立ち会うとともに、適宜関与します。また、指定居宅介護支援事業者は、当事業所の運営方針及び個人情報の取扱いを遵守します。

10 法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 美咲会
代表者	理事長 熊木 佐知男
法人所在地	埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢 735 番地 1
電話番号	049-258-9211 (代)
事業の概要	<p>(本部所在地・みずほ苑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム みずほ苑 従来型 (定員：50名) ・特別養護老人ホーム みずほ苑 ユニット型(定員：36名) ・短期入所生活介護事業所 みずほ苑 (定員：12名) ・デイサービスセンター みずほ苑 (定員：35名) ・在宅介護支援センター みずほ苑 (居宅介護支援事業所) ・地域包括支援センターみずほ苑みよし (介護予防支援事業所・地域包括支援センター) <p>(関沢みずほ苑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム みずほ苑 (定員：18名) ・小規模多機能ホーム みずほ苑 (登録：25名) ・地域包括支援センター みずほ苑 (介護予防支援事業所・地域包括支援センター)

様（以下「利用者」といいます。）と富士見市地域包括支援センターみずほ苑（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントについて、以下のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに係る介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成し（初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施する場合を除く）、かつ、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適正な提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者や介護予防・生活支援サービス事業者、その他の事業者、関連機関（以下「介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整等を行うものとします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から第9条に掲げる契約の終了までとします。

（業務内容）

第3条 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者を選任し、利用者の心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防サービス等を適切に利用することで、自立した日常生活を送ることができるよう支援するために、次に掲げる業務を行います。

- （1）介護予防ケアプランの作成
- （2）介護予防サービス事業者等との連絡調整
- （3）介護予防サービス等の実施状況の把握及び介護予防ケアプランの評価
- （4）給付管理
- （5）介護予防サービス等に関する相談

（介護予防ケアプランの変更等）

第4条 事業者が介護予防ケアプランの変更を必要と判断した場合、または利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合には、その再評価を行い、必要に応じて、介護予防ケアプランの変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者への連絡調整等必要な支援を行います。

（費用）

第5条 事業者の提供する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに係る費用について、事業者が介護保険法に基づき、利用者に代わって保険給付を受領する場合には、利用者の費用負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が、費用に相当する保険給付を受領することができない場合は、利用者は、費用の全額を事業者に対して支払うものとします。

- 2 前項のほか、利用者は通常のサービス提供地域以外への訪問を依頼し介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 3 第1項ただし書きの場合に支払う介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにかかる費用の

額は、別紙重要事項説明書のとおりとします。ただし介護保険法等関係法令の改正により、費用の改定が必要になった場合には、契約締結後においても、改定後の金額に変更することができるものとします。

(指定居宅介護支援事業者への委託)

第6条 事業者は、富士見市介護保険事業推進委員会において認められた指定居宅介護支援事業者に対して、必要な場合には第3条（第4号を除く）及び第4条の業務を委託することができるものとします。

(利用者の解約等)

第7条 利用者は、事業者に対し、1か月以上の予告期間をもっていつでもこの契約を解約することができるものとします。

2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に定める事項に違反した場合は、直ちにこの契約を解除することができます。

(事業者の解除)

第8条 事業者は、利用者又はその家族が、この契約を継続することが困難となる不信行為を行った場合には、その理由を記載した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その定める日をもって自動的に終了します。

- (1) 利用者が要支援認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者判定を取り消された場合、又は要介護認定を受けた場合
- (2) 利用者が介護保険施設等へ入所又は死亡した場合
- (3) 利用者が転出し富士見市の被保険者でなくなった場合、又は転居によりサービス提供地域外となった場合
- (4) 基本チェックリスト該当者とならないまま要支援認定の有効期間が終了した場合
- (5) 第7条又は第8条の規定により、この契約が解除された場合

(損害賠償)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又はその家族に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第11条 事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。その職を退いた後も同様とします。

2 事業者は、利用者の同意を得ない限りその個人情報を用いません。

(記録の整備、閲覧)

第12条 事業者は、利用者に対する介護予防サービス等の提供に際して作成した記録、書類等をこの契約終了後5年間保存します。

2 事業者は、利用者に対し、保管する利用者に関する記録、書類等の閲覧、謄写に応じます。ただし、謄写の場合にあってはその実費を請求するものとします。

(契約外条項)

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者及び事業者の協議により定めるものとします。

私及び私の家族に関する個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施するサービス担当者会議、介護支援専門員やサービス提供事業者及び関係機関（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者も含む）との連絡調整等において必要な場合（緊急を要する場合も含む）に使用する。

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に止め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うために最低限必要な私や私の家族の個人に関する情報（基本情報等）
- (2) 認定調査票（特記事項を含む）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知）
- (3) その他の情報

4 使用する期間

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書」第2条に規定する期間とする。